

地名のローマ字表記

Romanization of Geographical Names in Japan

測図部 菱山剛秀¹
Topographic Department Takehide HISHIYAMA

要 旨

国土地理院が作成する地図及び地名集における地名等のローマ字表記の原則については、昭和59年4月3日の国土地理院長達（国地達第6号）により昭和29年内閣告示第1号の第1表（以後「告示第1表」という。）のつづりを採用してきたが、制定から20年を経過し、この間に海図、航空図、地質図等国が作成している基本的な地図をはじめ、日常社会においても道路標識や鉄道の駅名等のローマ字のつづりがいわゆる修正ヘボン式（以後「ヘボン式」という。）に統一されてきた。

第6次基本測量長期計画のスタートに当たり、こうしたローマ字表記に関する国内の動向を、今後国土地理院が作成する地図等のローマ字表記に反映させるため、昭和59年に制定した現行のローマ字表記の原則を見直すこととした。見直しに当たっては、国内のローマ字表記の現状を調査するとともに、地名委員会及び地名委員会幹事会で検討を重ねた。検討の結果、つづり方を従来のいわゆる訓令式からヘボン式に変更したほか、長音記号の省略を原則とし、分かち書きを簡素化した。

1. はじめに

国土地理院が作成する地図及び地名集における地名等のローマ字表記については、昭和59年4月3日の国土地理院長達（国地達第6号）「国土地理院が作成する地図及び地名集における地名等のローマ字表記に関する規程」によってきたが、国際化の進展やインターネットの普及に加え、観光立国、ユニバーサルデザイン等の施策の具体化等に伴い、国内でもさまざまな場面で地名のローマ字表記が増加している。

第6次基本測量長期計画のスタートに当たり、こうした国内の動向を踏まえ、昭和59年に制定したローマ字表記の規程等について、地名委員会及び同幹事会で審議を重ね、改定案を作成し、国土地理院長達第34号（平成16年11月11日）により施行した。

2. 調査概要

関係機関からローマ字表記に関する資料を収集、整理し、検討資料を作成した。収集した資料等の概要は以下のとおりである。

（昭和59年のローマ字規程制定後の主な動向）

- 1) 昭和61年、建設省令「道路標識、区画及び道路標識に関する命令」の改訂で、道路標識のローマ字表記にヘボン式（長音記号なし）のつづりが採用された。
- 2) 昭和62年、運輸大臣達「鉄道掲示規程」の改訂においても従来どおり、駅名等のローマ字表記にヘボン式（長音記号あり）のつづりが採用された。
- 3) 平成元年、日本語のローマ字表記の国際規格（ISO3602）で告示第1表のつづりが採用された。
- 4) 平成2年、日本工業規格（JISZ8301-1990）「規格票の様式」のローマ字表記がヘボン式から告示第1表のつづりに変更された。
- 5) 平成11年、海図等の地名のローマ字表記が告示第1表からヘボン式（長音記号なし）のつづりに変更された。
- 6) 平成16年度に民間及び地方公共団体等が作成している地図について調査したところ、ほとんどがヘボン式のローマ字表記であった。

以上の結果を基に、国土地理院のローマ字規程の見直しに際しては、国内のヘボン式ローマ字の使用とつづりの多様化、内閣告示・訓令、国際規格、国内規格の存在、一貫して告示第1表のつづりで説明してきた過去の国連地名標準化会議への対応を考慮することとした。

また、見直しに当たっては、ローマ字のつづり方については、原則として内閣告示第2表に統一することとするが、国際的、国内関係機関との関係等で、国際規格及び他の規程等による必要がある場合は、これを尊重することとした。

国連地名標準化会議における過去の対応については、次期会議等において日本のローマ字による地名表記の現状を報告し、過去に提出した地名集やガイドラインの訂正版を提出することとした。

3. ローマ字表記の歴史

3.1 ローマ字について

文字には、言葉の意味を表す表意文字と言葉の発音を表す表音文字がある。表意文字は、漢字やシメール文字のように1つの文字が言葉の意味を表す文字のことである。表音文字には仮名や楔形（くさび

現所属：¹企画部

がた)文字のよう音節文字と、ギリシア文字, ラテン文字, キリル文字, アラビア文字などのような音声の最小単位を示す音素文字とがある。

ローマ字は, 日本語を表記する場合のラテン文字のことであるが, 英語, フランス語, ドイツ語, スペイン語などの表記に用いられるアルファベットで日本語を書き表す仕組みといった方が分かりやすいかもしれない。

3. 2 地名のローマ字表記

地名のローマ字表記は, 西洋で作成された日本を描いた古地図に見ることができる。

明治時代以前の古地図については, 西洋と日本との交流の歴史から, 16世紀半ばから17世紀初頭のイエズス会宣教師の時代と18世紀初頭から幕末までのオランダとの交易の時代に大別できる。この間に日本語の発音にも変化が見られたと考えられるが, 地図作成者により同じ地名の表記方法が異なっている(表-1)。

表-1 作成者による地名表記の差異

地名	1646年 カルディム (葡) *1	1646年 ダッドレー (伊) *2	1727年 ケンペル (独) *3	1726年 バレンティン (蘭) *4
都	Miaco	Meaco	Miaco	Miaco
江戸	Yedo	Yendo	Jedo	Jedo
大坂	Ozaca	Osaca	Osacca	Osacca
大和	Yamato	Yamato	Jamot	Jammato
薩摩	Saçuma	Sazuma	Satzvma	Zatsuma
肥後	Fingo	Fingo	Figo	Figo
安芸	Aqui	Achi	Aki	Aki
越後	Yechingo	Jecingo	Jetsigo	Jetsigo
周防	Suuo	Suuo	Svwo	Soewo
若狭	Vacasa	Vacata Vasaca	Wackasa	Wacasa
四国	Xicocv	Scicocu	Sikokf	Sikoko

*1 日本殉教精華「Iapponiae Nova & Accurata Descriptio」, Antonio Cardim, Rome, 1646

*2 海の秘密「Asia carta di cia sete piu moderna」, Robert Dudley, 1646/47, Florence

*3 日本誌「68州に分けられた日本」, Engellbelt Kaempfer, 1727, London

*4 東インド報告記 第5巻「Nieuwe Kaart van het Eyland Japan」, François Valentyn, 1726, Amsterdam

3. 3 日本におけるローマ字の使用

日本語の表記にラテン文字が導入されたのは, フランシスコ・ザビエルが1549(天文18)年に日本でキリスト教の布教を始め, 信徒に教義や祈祷書を翻訳して伝えるのに用いたのが始まりであろう。現存す

るローマ字表記の最古の文献は, ポルトガル語に基づく綴りの日本語版使徒行伝『諸聖徒の御作業の内抜書』Sanctos no Gosagveo no uchi Nvqigaqi (1591)といわれている。イエズス会の宣教師たちは, 日本語の発音を体系的に理解し, ポルトガル語やイタリア語の発音に即したローマ字のつづり方を標準化していたが, 1613(慶長18)年に始まったキリシタン弾圧に伴い, ローマ字による出版物は日本から姿を消した。

江戸時代半ばになり, 八代将軍吉宗がキリスト教以外の洋書を解禁した後は, 幕末にかけては, 蘭学が盛んになり, オランダ語やドイツ語を基盤としたローマ字が試みられたが, 標準化できないままだった,

1867(慶応3)年にアメリカ人宣教師 J. C. Hepburn(ヘボン)が『和英語林集成(A Japanese and English Dictionary with an English and Japanese Index)』で子音を英語, 母音をラテン語に基本を置きたいわゆるヘボン式ローマ字つづりを公表した後は, 明治初期の洋学の興隆によりこのつづりが急速に普及し, 明治政府の各機関も, 海図, 天気図, 地質図などにヘボン式ローマ字を採用した。

しかし, 1885(明治18)年に田中館愛橘が, 日本語の五十音図にあわせた日本式ローマ字を提唱すると, ヘボン式(のちに「標準式」と呼ばれるが, 本稿においては「ヘボン式」で統一する。)と日本式の二派の間に激しい対立と競争が生じた。

政府は, 対外的にローマ字表記の統一が必要となったので, 1930(昭和5)年に臨時ローマ字調査会を設置し, 議論を重ねた結果, 1937(昭和12)年にローマ字のつづり方について訓令が公布され, 一旦はこの訓令に基づくつづり方(以後「訓令式」という。)で統一された。

第二次世界大戦後アメリカ軍が駐留し, 鉄道をはじめとする公共施設の名称をヘボン式ローマ字で表示するよう指令が出されるなど, 再び国内で英語が盛んに用いられるようになったため, 1954年(昭和29)内閣告示第1号でヘボン式のつづり方も許容され, 英語教育の中で人名や地名を書き表す場合のつづり方は, ヘボン式が用いられている。

明治以降の地名に関するローマ字使用の主な変遷

1913(大正2)年 中央气象台がローマ字つづりを日本式とした。

1917(大正6)年 陸軍省陸地測量部が地図の地名のローマ字つづりを日本式に統一

1922(大正11)年 海軍水路部が海図の地名のローマ字つづりを日本式に決定

1927(昭和2)年 鉄道省が「鉄道揭示規則」で鉄

- 道揭示のローマ字にヘボン式を採用
- 1928 (昭和3)年 海軍省が省内のローマ字つづりを日本式に統一
- 1928 (昭和3)年 万国地理学会議が日本の地名のローマ字つづりの統一を日本政府に要請
- 1929 (昭和4)年 陸軍省が省内のローマ字つづりを日本式に統一
- 1930 (昭和5)年 政府が臨時ローマ字調査会を設置し、審議を開始
- 1931 (昭和6)年 万国地理学会第6部会が『日本式綴り方による日本地名統一の希望』を可決
- 1937 (昭和12)年 国語のローマ字のつづり方について内閣訓令第3号
- 1937 (昭和12)年 鉄道省が「鉄道揭示規則」の鉄道揭示のローマ字に訓令式に統一
- 1945 (昭和20)年 連合軍最高司令部が公共の建物や駅などの名称をヘボン式ローマ字で表記する命令 (指令第2号)
- 1946 (昭和21)年 次官会議で、進駐軍関係・鉄道駅名等の地名のローマ字表記をヘボン式と報告
- 1947 (昭和22)年 運輸省が鉄道揭示規程で駅名等のローマ字にヘボン式のつづりを使用
- 1951 (昭和26)年 海上保安庁水路部が「海図におけるローマ字表記法に関する内規「用字例」で訓令式のつづりを採用
- 1952 (昭和27)年 日本地質学会が地層命名の指針にヘボン式ローマ字つづりの使用を決定
- 1953 (昭和28)年 国語審議会がローマ字つづりの統一化を文部大臣に建議
- 1954 (昭和29)年 内閣が「ローマ字のつづり方」及び実施について官報告示. 官庁に対し訓令.
- 1955 (昭和30)年 気象庁は年報・月報にヘボン式ローマ字の使用を通達
- 1964 (昭和39)年 国土地理院が100万分1国際図のローマ字表記に告示第1表を採用
- 1969 (昭和44)年 水路部が100万分1国際航空図に告示第1表を採用
- 1971 (昭和46)年 水路部が100万分1国際航空図の地名表記をヘボン式に改訂
- 1972 (昭和47)年 国連地名専門家会議で日本政府として告示第1表を希望する旨発言
- 1977 (昭和52)年 国土地理院がナショナルアトラス「日本」英語版の地名を告示第1表で刊行
- 1984 (昭和59)年 国土地理院が地図の地名等のローマ字表記に関する規程で原則告示第1表を採用
- 地質調査所が、地質図類の地名及び図名のローマ字にヘボン式を採用
- 1986 (昭和61)年 建設省が道路標識のローマ字にヘボン式を採用
- 1999 (平成11)年 水路部が海図及び航空図における地名のローマ字表記を告示第1表からヘボン式に変更

3. 4 主なローマ字のつづり方

日本語の文章を書き表すのに、ヘボン式は、英語の

表-2 ローマ字つづりの比較

項目	ヘボン式	日本式	訓令式
母音	A, I, U, E, Oの5文字	A, I, U, E, Oの5文字	A, I, U, E, Oの5文字
子音	2文字の子音がある (sh, ch, ts)	子音は全て1文字 但し、日本式だけにある「くわ」(kwa), 「ぐわ」(gwa) だけが2文字の子音	子音は全て1文字
50音規則性	し (shi), ち (chi), つ (tsu), ふ (fu), じ, ぢ (ji), づ (zu), が不規則. 「お」と「を」は区別しない.	全て規則的 「お」と「を」は区別しない.	ぢ (zi), づ (zu), が不規則. じ (zi), ず (zu) と同一表記に統一. 「お」と「を」は区別しない.
拗音	子音の後に y 使わない場合がある (sh, ch)	子音の後にすべて y をつける	子音の後にすべて y をつける
促音	子音が sh のときは s を重ね, ch のときは t を重ねる	全て子音を重ねる	全て子音を重ねる
はねる音	後ろに b, p, m が来る場合は m, その他は n	全て n	全て n
長音	マクロン (母音字の上に横棒)	アクセント (母音字の上に山型)	マクロン (母音字の上に横棒)
母音及び y と n の区切り	アポストロフ (')	アポストロフ (')	ハイフン (-)
文頭	大文字	大文字	大文字
語頭	文頭以外は小文字	大文字	文頭以外は小文字

アルファベット 26 文字のうち Q, V, X を除く 23 文字を使用するが、訓令式と日本式は C, F, J, Q, V, X の 6 文字を除く 20 文字を使用する。3 種類のつづりを比較すると表-2 のようになる。

4. 内閣告示によるローマ字のつづり方

昭和 29 年の内閣告示(昭和 29 年内閣告示第 1 号(官報第 8382 号・S29, 12, 09))における 50 音のつづりは、昭和 12 年の訓令式を原則とし、長音及び母音, y と n との区切りは日本式による第 1 表を原則とした。ただし、当面の措置として第 1 表に置き換えて使用できるへボン式と日本式のつづりを第 2 表として許容した。

昭和 29 年 12 月 9 日内閣告示「ローマ字のつづり方」

第 1 表

a	i	u	e	o			
ka	ki	ku	ke	ko	kya	kyu	kyo
sa	si	su	se	so	sya	syu	syo
ta	ti	tu	te	to	tya	tyu	tyo
na	ni	nu	ne	no	nya	nyu	nyo
ha	hi	hu	he	ho	hya	hyu	hyo
ma	mi	mu	me	mo	mya	myu	myo
ya	(i)	yu	(e)	yo			
ra	ri	ru	re	ro	rya	ryu	ryo
wa	(i)	(u)	(e)	(o)			
ga	gi	gu	ge	go	gya	gyu	gyo
za	zi	zu	ze	zo	zya	zyu	zyo
da	zi	zu	de	do	(zya)	(zyu)	(zyo)
ba	bi	bu	be	bo	bya	byu	byo
pa	pi	pu	pe	po	pya	pyu	pyo

そえがき

前表に定めたもののほか、おおむね次の各項による。

1 はねる音「ン」はすべて n と書く。

国語を書き表わす場合に用いるローマ字のつづり方を次のように定める。

昭和二十九年十二月九日
内閣総理大臣 吉田 茂

ローマ字のつづり方

まえがき

- 1 一般に国語を書き表わす場合は、第 1 表に掲げたつづり方によるものとする。
- 2 国際的關係その他従来の慣例をにわかに改めがたい事情にある場合に限り、第 2 表に掲げたつづり方によつてもさしつかえない。
- 3 前二項のいずれの場合においても、おおむねそえがきを適用する。

第 2 表

sha	shi	shu	sho
		tsu	
cha	chi	chu	cho
		fu	
ja	ji	ju	jo
di	du	dya	dyu
		dyo	
kwa			
gwa			

2 はねる音を表わす n と次にくる母音字または y とを切り離す必要がある場合には、n の次に ' を入れる。

3 つまる音は、最初の子音字を重ねて表わす。

- 4 長音は母音字の上に ` をつけて表わす。なお、大文字の場合は母音字を並べてもよい。
- 5 特殊音の書き表わし方は自由とする。
- 6 文の書きはじめ、および固有名詞は語頭を大文字で書く。なお、固有名詞以外の名詞の語頭を大文字で書いてもよい。

また、政府機関に対しては、告示と合わせて以下の内閣訓令を発している。

昭和 29 年内閣訓令第 1 号(官報第 8382 号・S29, 12, 09)

各官庁

ローマ字のつづり方の実施について

国語を書き表わす場合に用いるローマ字のつづり方については、昭和十二年九月二十一日内閣訓令第三号をもってその統一を図り、漸次これが実行を期したのであるが、その後、再びいくつかの方式が並び行われるようになり、官庁等の事務処理、一般社会生活、また教育・学術のうえにおいて、多くの不便があった。これを統一し、単一化することは、事務能率を高め、教育の効果をあげ、学術の進歩を図るうえに資するところが少なくないと信ずる。

よって政府は、今回国語審議会の建議の趣旨を採択して、よりどころとすべきローマ字のつづり方を、本日、内閣告示第一号をもって告示した。今後、各官庁において、ローマ字で国語を書き表わす場合には、このつづり方によるとともに、広く各方面に、この使用を勧めて、その制定の趣旨が徹底するように努めることを希望する。

なお、昭和十二年九月二十一日内閣訓令第三号は、廃止する。

昭和二十九年十二月九日
内閣総理大臣 吉田 茂

この告示以後、学校教育の場においても、小学校の

国語の中で行うローマ字教育は、内閣告示の第 1 表によるが、中学に入って英語の中で使用する人名や地名などのローマ字表記は第 2 表のヘボン式のつづりが教えられ、英語が普及するにつれ、現在ではローマ字で日本語を書き表す機会がほとんどなくなり、結果的に英語とともに使用される機会の多いヘボン式によるローマ字つづりが一般的となり、現在国内で使用されている地名のローマ字つづりは、ほとんどがヘボン式となっている(表-3、表-4)。

5. 地名のローマ字表記の現状

国土地理院及び海上保安庁海洋情報部(旧水路部)は、昭和 29 年の政府の方針に従い、地図や地名集に地名等を書き表す場合、告示第 1 表のつづりによることを原則にしてきたが、現実社会との乖離が著しくなったため、利用者の便を考慮し、海図等が平成 11 年にヘボン式のつづりに変更した。

昭和 59 年以降の主な変化として、以下の事項が挙げられる。

- 1) 国土交通省が、道路標識令(国土交通省令)の地名のローマ字表記に長音記号を省略したヘボン式を採用した。(昭和 61 年 10 月 25 日)
- 2) 海上保安庁水路部が、海図及び航空図における地名のローマ字表記を告示第 1 表から長音記号を省略したヘボン式に変更した。(平成 11 年 7 月)
- 3) 地方公共団体名のローマ字表記のほとんどがヘボン式を採用し、インターネットでは長音記号を省略している。
- 4) その他、地質図、民間及び地方自治体発行の地図の地名、鉄道の駅名、住居表示等のローマ字表記もほとんどがヘボン式のつづりを採用している。

表-3 地名に関するローマ字つづりの状況

機関	規程等	時期・性格	つづり方
国土地理院	100 万分の 1 国際図におけるローマ字表記要領	S. 39	告示第 1 表
	ナショナルアトラス「日本」(英語版)	S. 52	告示第 1 表
	国土地理院が作成する地図及び地名集における地名等のローマ字表記に関する規程及び細則	達 S. 59. 4. 3	告示第 1 表 告示第 2 表も可
	地球地図「日本」	H12	ヘボン式
海上保安庁 水路部	海図等水路図誌の地名の対訳用語について	通知 H. 11. 7. 2 (改正)	ヘボン式
地質調査所	地質図の地名及び図名のつづり方(ローマ字)について	S59. 4. 17	ヘボン式
国土交通省	道路標識、区画及び道路標識に関する命令(案内標識の地名)	省令 S. 61. 10. 25 (改正)	ヘボン式
	鉄道揭示規程(駅名)	達 S. 22. 7. 26	ヘボン式
気象庁	気象年報・月報(観測所の地名)	通達 S. 30. 3. 1	ヘボン式
日本地質学会	地層命名の指針(地層に冠する地名)	S. 27. 2. 18	ヘボン式
総務省統計局	国勢調査報告(行政名)	—	ヘボン式

表-4 その他のローマ字つづりの状況

機関	規程等	時期・性格	つづり方
内閣	ローマ字のつづり方の実施について	告示・訓令 S. 29. 12. 09	告示第1表 告示第2表も可
国際標準化機構	日本語のローマ字表記に関する国際規格 (ISO3602) (文献目録, カタログ, 地名一覧等)	国際標準 H. 1. 9. 1	告示第1表
経済産業省 工業技術院	日本工業規格 (JISZ8301-1990) (英語に存在しない工業成品の名称)	国内標準 H2. 3. 1 (改正)	告示第1表
学術審議会	ローマ字による学術用語の書き表し方 (学術用語)	通知 S. 49. 1	告示第1表
外務省	旅券法施行規則 (人名)	省令 H. 01. 12. 8(改正)	へボン式

規定等の〈 〉内は、ローマ字の対象。性格の年月日は、制定時期又は改訂時期。

6. 国土地理院のローマ字規程

6. 1 改訂の概要

6. 1. 1 ローマ字のつづり方

ローマ字のつづり方については、昭和29年の内閣告示第1号で2種類の表が示された。

第1表は、昭和12年の内閣訓令で示された表で、子音と母音を規則的に組み合わせて日本語の50音に対応させたものである。第2表(以後「告示第2表」という。)は、第1表のつづりの一部について、へボン式または日本式のつづりを優先させるものである。

昭和29年の内閣訓令では、一般に国語を書き表す場合は、告示第1表に掲げたつづり方によるとしており、告示第2表は、国際的關係その他従来の慣例をにわかに改めがたい事情にある場合に限り、これを使用しても差し支えないことになっている。しかし、日常生活において、ローマ字により国語を書き表す機会はほとんど無く、むしろ英語教育の中で自分の氏名や地名などの固有名称の表記に用いられることが多くなっており、ローマ字のつづり方も英語の発音に近い第2表を基本にしたつづりが一般化している。

昭和59年に定められた「国土地理院が作成する地図及び地名集における地名等のローマ字表記に関する規程」では、昭和29年の内閣告示を尊重し、告示第1表によるつづりを原則にしていたが、地図と現実社会との表記が異なることによる利用者の混乱を回避するため、一般社会での使用状況に合わせて告示第2表のつづりを原則とするよう規程等を改訂した。

例. 富士山 Huzi San → Fuji San

6. 1. 2 長音記号の扱い

ローマ字の長音(のばす母音)の表記については、文字の上に横線や山形の特殊な記号を付けることになっている。しかし、最近では長音記号を付けないローマ字表記が多く見かけられる。特に、英語とともに用いられている場合である。英語の辞書を見ると、日本語の発音を表記する場合は、正しい発音を表記する必要があるため、Tōkyōのように長音記号は省略されて

いないが、これに対応する英語のつづりをみると、英語のつづりには長音記号がないのでTokyoと長音記号が省略されている。

ローマ字のつづり方は、漢字やかなど同様に、アルファベットで文章を書き表す仕組みとして考案された。しかし、現在では、文章全体をローマ字で書くことはほとんどなくなり、多くは英語の中で固有名称など英語に翻訳できないものの表記に使われている。

英語とともに使われることが多くなったことが、長音記号の省略につながっているように思われる。

今回の改訂でも、長音記号を付けるか付けないかが議論になった。

今回の改訂の基本的な考え方は、なるべく現状のつづり方に合わせることとしたので、原則は省略することにしたが、地名の発音を正確に表記することが必要な場合も想定して、必要に応じて使用することも可能とした。

なお、従来から、Niigata(新潟)など「い」の長音とも考えられる「ii」や比叡山「Hiei Zan」など「え」の長音とも考えられる「ei」については、長音記号を使用していない。

6. 1. 3 分かち書きの簡素化

ローマ字は、一つの単語は一つづりで表記することが原則になっている。地名も単語の一つであることから、ローマ字の文章の中では一つづりにするが、地図に表記する場合は、対象物の性格を表す部分を分けて書くのが一般的となっていた。

しかし、日本の地名には、単純に分けられないものもあり、いくつかのケースによって表記の方法が使いつけられていた。

例えば、山形県の「月山」は、漢字の「月」の部分の読みと「山」の部分の読みがつまる音(促音)でつながっているため、「Gatt San」としたのでは、「がっさん」と発音できなくなる。この場合は一つづりにするしか表記の方法がない。

大島(おおしま)や大山(だいせん)は、「大」の部

分と「島」や「山」の部分に分けて書いても発音上の問題はない。しかし、「大」(おお, だい) は、「島」や「山」の特徴を形容する一般的な用語なので, O-Sima, Dai-Sen などと分けて書くのも不自然である。

そこで, これまでの規程では O-Sima, Dai-Sen などとハイフンで結ぶことにしていた。

このような例には, 東・西・南・北, 大・中・小, 赤・青・黒・白などが考えられる。

また, 「霞ヶ浦」や「紀ノ川」など, 「ヶ」や「ノ」といった助字を伴うものについては, Kasumi-ga-Ura, Ki-no-Kawa のように助字の両側にハイフンを入れてつなぐことにしていた。

これらの例は, 明確に分けることができなかつたり, 分けることが不自然なものである。そこで, 今回の改訂では, これらのものを一括して分けられないものとし, Gassan, Oshima, Daisen, Kinokawa, Kasumigaura のように一つづりにすることにした。

このほか, 歴史的な地名で新田を表す用語や特定の地域に見られる特徴的な地名などもハイフンでつなぐことにしていたが, 区別する用語の基準が明確でなく, 居住地の名称として全て一つづりにすることにした。

霞ヶ関のような居住地名については, 現在では「関」の意味を表しているわけではないので, これまでも Kasumigaseki と一つづりにしている。

ただし, 四条河原町のような長いつづりの地名で一つづりにすると読みにくくなる場合や Shinokubo のように一つづりにすると誤読されるおそれのある地名については, ハイフンを入れて区切ることができるようにした。四条河原町は, Shijo-kawaramachi と表記することで読み易くなり, Shinokubo は, 「篠窪」ではなく Shin-okubo 「新大久保」であることが分かる。

6. 2 地名の英語表記や原語表記の取り扱い

主な改訂部分は上記のとおりであるが, これ以外に地名の英語表記や固有の表記をしている企業名等の取り扱いについても明記すべきとの意見があった。しかし, これらはローマ字とは異なるので, 作成する地図や地名集等の目的に合わせて採否を含めて決めることにし, 今回の改訂では具体的な表記方法を決めなかった。

なお, 地名の英語表記というのは, 前述の対象物の性質を表わす島や山などの普通名詞的部分を英語に置き換えるものである。例えば, 富士山であれば, 富士が固有名詞的部分で, 「山」が普通名詞的部分であるから, Mount Fuji 又は Mt. Fuji と表記されるのが一般的である。Mt. は Mount の略記である。普通名詞的部分と固有名詞的部分が分けられない場合は, Mt. Gassan や

Arakawa River (荒川) のように一つづりにして普通名詞的部分の英訳を添える表記が多く見られる。また, 企業などの名称で固有の表記をしているものや, 建物や施設の名称に外国語を採用しているものについては, それらが日本国内で一般化している場合は原語によるのが一般的である。

6. 3 適用上の課題等

今回の改訂は, 一般社会における地名のローマ字表記と地図上の表記の乖離をなるべく少なくするという方針で行った。この結果, 50 音のつづり方も昭和 29 年の内閣告示や国際規格である ISO3602 「ドキュメンテーション—日本語 (仮名書き) のローマ字表記」と異なる。規程で「原則」としたのは, 政府機関として, また国際関係等において, これらによらざるを得ない場合を想定したためである。

また, 長音を省略することを原則としたため, 例えば, 「大野」と「小野」のつづりが同じ「Ono」になり, 正確な表記ができなくなる。言語学的な使用を想定した地名のデータベース等では, 長音の表現が必要と考えられるので, 規程等の適用に当たって注意が必要である。

7. まとめ

日本語をローマ字で書き表すことは, 日本がヨーロッパと接触したときに遡る。もともと, ローマ字は, 日本語の文章を漢字や仮名と同様にアルファベットで書き表すための記述方法であった。しかし, 最近では, 日本でも英語の使用が普及したため, 日本語をローマ字で書き表す必要性は非常に少なくなっている。

現在, ローマ字で文章を書く場合は, ほとんどが英語によっており, 日本語を書き表す必要があるのは, ほとんどが英訳できない地名や人名などの固有名詞に限られる。

国土地理院の地図や地名集に記載される地名は, これまで政府の方針に基づき, 告示第 1 表のつづりに従ってきたが, 国内の他の機関のほとんどがヘボン式のつづりに改め, 生活の中でも告示第 1 表のつづりを目にすることがなくなった。

地図の利用を考えた場合, 地図に表示されている地名のつづりと, 現地の表示板等に記載されている地名のつづりが異なることは, 利用者の混乱を引き起こしかねない。しかし, 一方では, 今回の改訂は, 内閣告示, 訓令, 国際標準等に整合しないし, 言語学的な立場に立てば, 長音記号を省略した場合, 正確な発音ができないことなどの課題も残している。

参 考 文 献

- 大蔵省印刷局 (1937) : 内閣訓令第三號, 官報 第 3217 号, 567.
- 連合国最高司令部 (1945) : 指令第 2 号 ABO500.
- 運輸公報 (1947) : 達第 398 号鉄道掲示規程, 第 490 号.
- 海上保安庁水路部 (1951) : 海図におけるローマ字表記法に関する内規「用字例」.
- 大蔵省印刷局 (1954) : 内閣告示第一号ローマ字のつづり方, 官報 第 8382 号, 189.
- 大蔵省印刷局 (1954) : 内閣訓令第一号ローマ字のつづり方の実施について, 官報 第 8382 号, 197.
- 国土地理院 (1984) : 国地達第 6 号国土地理院が作成する地図及び地名集における地名等のローマ字表記に関する規程.
- 国土地理院 (1984) : 国地企調発第 137 号国土地理院が作成する地図及び地名集における地名等のローマ字表記に関する細則の制定について.
- 国土地理院 (1984) : 国地企調発第 138 号国土地理院が作成する地図及び地名集における地名等のローマ字表記に関する規程及び同細則の解釈及び運用について.
- 長岡正利, 金窪敏知 (1985) : 地図におけるローマ字表記の問題点—その経緯と今後—, 地図, 23 卷 1 号, 1-12.
- 大蔵省印刷局 (1986) : 総理府建設省令第 1 号道路標識, 区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令, 官報号外 132 号, 1-11.
- (社) 日本道路協会 (1987) : 道路標識設置基準・同解説, 37-40.
- 国際標準化機構 (1989) : ISO3602 第一版 1989-09-01 国際規格ドキュメンテーション—日本語 (仮名書き) のローマ字表記.
- Wolfgang Michel (1993) : 西欧の地図に見る日本の地名, 西洋人の描いた日本地図—ジパングからシーボルトまで— 図録, 39-41.
- 海上保安庁水路部 (1999) : 保水企第 129 号海図等水路図誌等の地名の対訳用語について.
- 国土地理院 (2005) : ローマ字表記地図および地図記号に関する実態調査報告書, 11-53.
- 海津知緒 (1999, 2005) : ローマ字資料室, <http://www.halcat.com/roomazi/doc/index.html>

国土地理院が作成する地図及び地名集における地名等のローマ字表記に関する規程

平成16年11月11日
国地達第34号

(目的)

第1条 この規程は、国土地理院が作成する地図及び地名集（以下「地図等」という。）における地名等のローマ字表記に関する原則を定めることを目的とする。

(ローマ字表記の原則)

第2条 地図等における地名等のローマ字表記は、昭和29年内閣告示第一号（以下「告示」という。）第2項の規定に基づき、別表に定めるつづり方を原則とする。

2 前項の場合において、概ね告示のそえがきを適用する。

(地名等の分かち書き等)

第3条 地名等の解釈又は発音の便宜上必要なときは、

分かち書きとするか、又はハイフンを使用する。

(外国語等を語源とする地名の扱い)

第4条 地名等の語源が外国語等であつて、原語のつづりを用いることが適当であるものは、これを使用して差し支えない。

(細則)

第5条 この規程に定めるもののほか、地名等のローマ字表記に関して必要な細目は、別に定める。

附 則

1 この規程は、今後新たに作成（改編集を含む。）される地図から適用する。

附 則

この規程は、平成16年11月11日から施行する。ただし、この規程の施行の際、現に調整中の地図等においては、従前の例によって差し支えない。

別 表（第2条関係）

() は重出を示す。

a	i	u	e	o			
あ	い	う	え	お			
ka	ki	ku	ke	ko	kya	kyu	kyo
か	き	く	け	こ	きや	きゅ	きよ
sa	shi	su	se	so	sha	shu	sho
さ	し	す	せ	そ	しゃ	しゅ	しよ
ta	chi	tsu	te	to	cha	chu	cho
た	ち	つ	て	と	ちゃ	ちゅ	ちよ
na	ni	nu	ne	no	nya	nyu	nyo
な	に	ぬ	ね	の	にや	にゅ	によ
ha	hi	fu	he	ho	hya	hyu	hyo
は	ひ	ふ	へ	ほ	ひや	ひゅ	ひよ
ma	mi	mu	me	mo	mya	myu	myo
ま	み	む	め	も	みや	みゅ	みよ
ya	(i)	yu	(e)	yo			
や	(い)	ゆ	(え)	よ			
ra	ri	ru	re	ro	rya	ryu	ryo
ら	り	る	れ	ろ	りや	りゅ	りよ
wa	(i)	(u)	(e)	(o)			
わ	(い)	(う)	(え)	(お)			
ga	gi	gu	ge	go	gya	gyu	gyo
が	ぎ	ぐ	げ	ご	ぎや	ぎゅ	ぎよ
za	ji	zu	ze	zo	ja	ju	jo
ざ	じ	ず	ぜ	ぞ	じゃ	じゅ	じよ
da	(ji)	(zu)	de	do	(ja)	(ju)	(jo)
だ	(ち)	(づ)	で	ど	(ちゃ)	(ちゅ)	(ちよ)
ba	bi	bu	be	bo	bya	byu	byo
ば	び	ぶ	べ	ぼ	びや	びゅ	びよ
pa	pi	pu	pe	po	pya	pyu	pyo
ぱ	ぴ	ぷ	ぺ	ぽ	ぴや	ぴゅ	ぴよ

国土地理院が作成する地図及び地名集における 地名等のローマ字表記に関する細則

国地企調発第 576 号
平成 16 年 11 月 11 日
国土地理院企画部長

国土地理院が作成する地図及び地名集における地名等のローマ字表記に関する細則（昭和 59 年 4 月 3 日国地企調発第 137 号）の一部を改正する細則を次のように定める。

国土地理院が作成する地図及び地名集における地名等のローマ字表記に関する細則（昭和 59 年 4 月 3 日国地企調発第 137 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を削り、第 3 条を第 2 条とする。
別紙を次のように改める。

別 紙

ローマ字による地名等の分かち書き等の用例

- 1 地名等の固有名詞的な部分と普通名詞的な部分が明確に区分できる場合は分かち書きし、それぞれのかしら文字は大文字とする。

(例) Fuji San , Tokyo Wan ,
富士山 東京湾

Aomori Ken , Chichijima Retto
青森県 父島列島

注) 上記例で固有名詞的な部分は、Fuji (富士)、Tokyo (東京)、Aomori (青森) 及び Chichijima (父島) を、普通名詞的な部分は、San (山)、Wan (湾)、Ken (県) 及び Retto (列島) を指す。

- 2 1 において、固有名詞的な部分と普通名詞的な部分とが分かちがたい場合は、一つづりとする。
なお、分かちがたい例には、固有名詞的な部分が

東・西・南・北、大・小、上・中・下、前・後、新・古、色、数を表す用語からなるもの、固有名詞的な部分の最後に「ノ」、「ヶ」等の文字を伴う等普通名詞的な部分を形容するもの、固有名詞的な部分と普通名詞的な部分の間が促音（つまる音）で接続されるもの、その他発音又は表記上明確に区分できないもの等がある。

(例) Oshima , Akadake , Arakawa ,
大島 赤岳 荒川

Kinokawa , Gassan
紀ノ川 月山

Hinomisaki , Miune
日御碕 三嶺

- 3 1 における普通名詞的なものを例示すると、概ね別表のとおりである。

これらの表記に際しては、必要に応じて略記（別表中の abbreviation を用いる。）又は外国語訳してもよい。

- 4 発音の便宜上区切る必要があるときは、ハイフンを入れる。

なお、発音の便宜上区切る必要がある例には、一つづりの地名が長いもの、区切る位置がずれることで異なる地名を連想させるもの等がある。

(例) Shijo-kawaramachi , Aki-takata Shi ,
四条河原町 安芸高田市

Mino-mikawa Kogen
美濃三河高原

(別表)
地名等の普通名詞的部分 (省略)

附 則

この細則は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。ただし、この細則の施行の際、現に調整中の地図等においては、従前の例によって差し支えない。

国土地理院が作成する地図及び地名集における
地名等のローマ字表記に関する規程及び同細則
の解釈及び運用

国地企調発第 577 号
平成 16 年 11 月 11 日
国土地理院企画部長

国土地理院が作成する地図及び地名集における地名等
のローマ字表記に関する規程及び同細則の解釈及び運
用について（通知）

標記規程（昭和 59 年国地達第 6 号）及び細則（昭和
59 年国地企調発第 137 号）の解釈及び運用に当たっ
ては今後、下記の事項を参考とされたい。

なお、国土地理院が作成する地図及び地名集にお
ける地名等のローマ字表記に関する規程及び同細則の解
釈及び運用（昭和 59 年国地企調発第 138 号）は廃止と
する。

記

1 規程第 2 条第 2 項について

- (1) はねる音（撥音）「ん」は、すべて「n」と書
く。
- (2) はねる音を表す「n」と次にくる母音字又は「y」
とを切り離す必要がある場合は、「n」の次に「-
（ハイフン）」を入れる。

(例) San-yo , Nan-yo Shi ,
山 陽 南 陽 市

Shin-okubo
新 大 久 保

- (3) つまる音（促音）は、最初の子音字を重ねて
表す。ただし、次に ch 音がくる場合には c を
重ねず t を用いる。

(例) Sapporo , Hatchobori
札 幌 八 丁 堀

- (4) のばす音（長音）を表す記号は、省略するこ
とを原則とする。ただし、50 音の「い」段の長
音は、「i」を重ねて表し、「えい」は「ei」と書
く。

(例) Tokyo , Osaka ,
東 京 大 阪

Niigata , Hiei Zan
新 潟 比 叡 山

なお、「い」段及び「えい」以外の長音を表示
する必要があるときは、母音字の上に（ˉ）をつ
けて表す。

(例) Tôkyô , Ôsaka , Kyûshû
東 京 大 阪 九 州

データベース等で長音を表す母音字のコー
ドは、Unicode による。

Â	Û	Ê	Ô
0x00C2	0x00DB	0x00CA	0x00D4

â	û	ê	ô
0x00E2	0x00FB	0x00EA	0x00F4

- (5) 特殊音の表わし方は、概ね修正へボン式のつ
づりに準拠する。

kye , she , che , nye , hye , mye , rye ,
キェ シェ チェ ニェ ヒェ ミェ リェ

ye , gye , je , bye , pye , ti , tu , di ,
イエ ギェ ジェ ビェ ピェ ティ トゥ ディ

du , dyu , tsa , tsi , tse , tso ,
ドゥ デュ ツァ ツィ ツェ ツォ

fa , fi , fe , fo , fya , fyu , fyo ,
ファ フィ フェ フォ ファ フュ フョ

va , vi , vu , ve , vo , wi , we , wo
ヴァ ヴィ ヴ ヴェ ヴォ ウィ ウェ ウォ

2 規程第 4 条について

この条は、かたかな表記の地名等と同音・同意
味の原語のつづりがある場合に限り適用する。

(例の 1：原語のつづりを用いるもの)
Port Island
ポート・アイランド

(例の 2：原語のつづりを用いないもの)
Meriken Hatoba
メリケン 波止場